

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

政府は、昨年7月の「閣議決定」にもとづき、今国会に「安全保障関連法案」（安保法制）を提出している。

その中身は、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動（PKO）協力法など改正10法案を一括した「平和安全法整備法案」と、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法案」の2本で、日本に対する武力攻撃がなくても、政府が「存立危機事態」と判断すれば、集団的自衛権の行使を認めるものとなっている。

日本国憲法は、「政府の行為によって日本が再びの惨禍が起こることのないようにすることを決意し、」制定された。

これまで歴代政府の憲法解釈では、一貫して「日本に対する武力攻撃がない場合、武力の行使は許されない」「海外での武力行使はできない」というものだったが、この法案は戦後日本のあり方を大きく変えるものとなっている。

国会の審議を通じて、「どのような場合に武力行使ができるのか」など重要な論点の中で、総理大臣や各大臣によって答弁がまちまちであり、多くの国民が法案の全体像を理解できていないのが現状である。

日本の進路を左右する大問題であり、今国会での成立を強行するのではなく、慎重審議を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
防衛大臣	中谷	元	様
外務大臣	岸田	文雄	様
法務大臣	上川	陽子	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様

白河市議会議長
須藤博之